

五、金田銀作等々シテ、ニシテ社究之地位元ノハ共覺者交換、翌日より三週間内
ニ退却コト

但シ之運者、惣シテハ家族ノ數ニ應ジテ、三十分乃至半日、三週間ヲ支拂タルコト
以上

勞務第 二一八〇 號

昭和五年七月九日

警務局長 九山 鶴吉

内務大臣 安達 謙 殿

社 會 局 長 官 殿

大阪 府 警察 長 官 殿

坪井 友禪 工場ノ勞働 爭議ニ關スル 件 (發生ニ解決)

要旨 (1) 労務 警察 署ニ 受ケ 職 工ニ 名ニ 解 雇 セントシ 解 雇 手 當 額ニ 付 六 月 二十 六 日ヨリ 爭議ヲ 惹 起 ス

(2) 數回 折衝 結果 七月 五日 解決

標記 工場ニ 勞働 爭議 發生シタル 間ニ 付 解決シタル カ 狀況 左

記ノ 通

記

一、發生ノ 場所 南島 飾 郡 関 門 三

5. 7. 12
1421